

平成 27 年 7 月

遊佐町農業委員会第 4 回総会議事録

1. 開催日程 平成 27 年 7 月 24 日（金） 午後 3 時 30 分～5 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 2 地目変更登記に係る照会に対する回答について

議第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 15 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 16 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について

議第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 18 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜	6	石垣 敏勝	7	川俣 義昭	8	渡会 健
		10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修			15	佐藤 充	16	高橋 正樹

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
9	菅原 幸男	14	菅原 寛志				

6. 事務局出席者 (2 名)

今野信雄次長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局次長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 7月定例会を開催します。本日は事務局長が会議のため、欠席しております。</p> <p>はじめに、6番石垣敏勝懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(6番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6番石垣敏勝委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>届出欠席、2名、以上、欠席委員2名、出席委員14名で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第21条第3項の規定」により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。それでは会長よりご挨拶をお願いします</p>
会長	<p>足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。皆さんもご存知の通り、本間酒田市長が20日、入院先の病院で死去されました。68才でした。つらい病気を抱えながら頑張ってこられた本間氏に心から敬意を表すと共に、ご冥福をお祈りいたします。</p> <p>さて、今 TPP が最大の山場を向えております。28日からハワイ州で交渉が始まります。果たして、日本政府は国会決議を遵守することができるでしょうか。安易な合意は、絶対に許されません。米の特別輸入枠の設定や牛肉・豚肉の大幅な関税引き下げが実際に行われれば、営農継続は非常に難しく、厳しくなる事でしょう。農家や国益を守るために TPP 妥協は絶対に許されません。政府の頑張りを期待したいものです。</p> <p>本日は、7月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では2番佐藤重一 委員、3番伊原ひとみ委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号1から2まで、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>

事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>報告事項1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について合計7件、全て農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号25 計17筆、16,467 m²</p> <p>番号26 計7筆、7,226.5 m²</p> <p>番号27 計11筆、12,472 m²</p> <p>番号28 計11筆、31,268 m²</p> <p>番号29 計23筆、23,874 m²</p> <p>番号30 計3筆、2,009 m²</p> <p>番号31 計1筆、534 m²</p> <p>以上7件、全て相続による所有権の取得で、斡旋の申し出はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項2. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</p> <p>番号1 計2筆、2,519 m²</p> <p>照会地は農業振興地域の農用地区域外、都市計画区域外で、転用許可はなし、周囲への影響はなし、現地調査の結果、15年以上山林として使用しており、県知事より原状回復命令をしない旨の回答を得たため、平成27年7月3日付で現況地目は山林、原状回復命令なしで回答しております。</p> <p>番号2 計2筆、1,340 m²</p> <p>照会地は農業振興地域の農用地区域外、都市計画区域外で、昭和51年7月2日に鮭人工ふ化場の新設のため、農地法第5条の転用許可がなされ、現在も宅地として利用されているため、平成27年7月6日付で現況地目は宅地、原状回復命令なしで回答しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第14号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は1頁をご覧ください。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなたため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p>

	<p>番号 18 計 4 筆、11,599 m²</p> <p>解約の事由は、当該農地の所有権移転のためで、解約後は議第 19 号番号 2 で、現在の借人に所有権を移転します。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り受理することに決定いたします。</p> <p>議第 15 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権の移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 6 計 1 筆、64 m²</p> <p>こちらは、譲受人が以前からハウスを建てて使用している土地を、贈与により所有権移転するものです。譲渡については、譲渡人・譲受人双方の父親が約束していたもので、両父親及び譲受人・譲渡人の 4 名同席の場で合意済みです。</p> <p>尚、現地調査につきましては、遊佐地区担当の渡会健委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたらよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 6 について、8 番 渡会健委員より報告願います。</p> <p>(8 番渡会健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8 番渡会健委員	<p>今説明があった申請地について、現地調査を行ってきました。説明にもありましたが、ビニールハウスが建っており、利用されておりましたので何ら問題は無いと思います。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 15 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p>

	<p>全員賛成ですので、議第 15 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 16 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 計 7 筆、10,000 m²です。</p> <p>期間は 5 年、賃借料は総額 50,000 円で、同一人との再設定です。</p> <p>こちらの土地は、砂取りをした後の場所を農地にしたもので、期間満了に伴う契約更新です。</p> <p>尚、本間克修委員に現地調査をお願いしておりますので、補足説明がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>それでは 13 番本間克修委員より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(13 番本間克修委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番本間克修委員	<p>7 月 15 日に現地調査を行いました。申請地の西側にはハウスが建てられておりました。土地中央には東西に延びた道があり、北側にはネギ、南側には紅花が植えられていて、ちょうど現地調査の時は紅花を収穫しているところでしたので、何ら問題無いと見てきました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(5 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番齋藤誠喜委員	<p>備考に登記面積の内申請面積と記載されておりますが、その面積はどのようにしてだしているのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。申請地につきましては、山砂採取後の優良農地の畑となっております。山砂採取当時の申請面積のみを貸付けするとのことでしたので、全面積ではなく、一部分のみの貸付けとなっております。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 16 号について、原案の通り決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 16 号農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について、原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局の</p>

	説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。総会議案書の 11 頁をご覧ください。 番号 1、計 1 筆、2,642 m²</p> <p>申請地は農業振興地域内の農用地区域外で、松山集落の北側に位置し、国道 7 号線と保安林に分断される小集団農地のため、第 2 種農地に区分されません。転用目的は太陽光発電用地で、申請地以外に設置場所がないと判断します。東北経済産業局の認定通知や東北電力株式会社の許可書も添付され、資金も確保されており、転用は確実に計画規模も妥当と判断されます。効率的な農作業、集団化に対する影響もなく、その他の許可基準も適当であり、許可相当と判断します。</p> <p>詳しくは、審査基準書の 4 頁に位置図、字限図、5 頁に立地基準、6 頁に一般基準を掲載しております。</p> <p>また、補足説明資料の 1 頁に意見書(案)、2 頁から 8 頁に関係資料、9 頁に現地調査の写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一土地専門副部会長、佐藤充委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、補足説明等がありましたら願います。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 について、7 番川俣義昭土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。 (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	先週 17 日に現地調査を行ってきました。先ほど、事務局からもあったように関係機関からも許可が出ていますし、現地調査写真ではきれいな更地になっておりますが、以前は、竹藪だったようです。初めてのケースで、法的にも何ら問題無いということでしたので、許可相当と判断いたしました。
議長	<p>続いて、2 番地佐藤土地専門副部会長より現地調査の結果を報告願います。 (2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2 番佐藤重一委員	私も何の問題は無いと思いますが、砂の上に太陽光パネルを設置するわけですが、基礎はどうなのか思いましたが、杭を打つとのことでしたの何ら問題無いと思います。
議長	<p>次に高瀬地区担当の 15 番佐藤充委員より報告願います。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充	私も何の問題は無いと思いますが、基礎が杭のみという事でしたので、風などの影響が心配ではありますが、手続き上問題無いようなので、許可相当と思います。

事務局	<p>補足説明ですが、現地調査写真の後ろに申請者が貸している畑があります。畑にはハウスが建てられており、パプリカが作付けされておりました。太陽光パネルを設置しても貸付している畑に行く通路に関しては支障が無いので、何ら問題はないと思っております。</p>
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。</p> <p>私から一点だけよろしいですか。申請地は、海辺だと思いますが、風当たりなどはどういう状況ですか。</p> <p>(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>申請地周辺は、保安林と竹林になっているため、風を直接あたることは少ないと思います。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 17 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 17 号について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 18 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。総会議案書の 13 頁をご覧ください。</p> <p>番号 1、計 2 筆、237 m²</p> <p>申請地は野沢中集落の住宅が連担した区域にあり、三世帯同居の住宅建築のために申請したものです。</p> <p>また、申請地は農業振興区域内の農用地区域外となっておりますが、10ha 以上の集団農地に接していることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>転用面積としては、建物 1 棟 2 階建て 176.0 m²となっており、適当な面積と考えます。住宅用地で集落に接続していること、周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、土地改良施設への影響もないこと、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断します。</p> <p>詳しくは、審査基準書の 7 頁に位置図、字限図、8 頁に立地基準、9 頁に一般基準、補足説明資料の 10 頁に意見書(案)、11 頁から 14 頁に建物図面、15 頁に現地調査の写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一土地専門副部会長、石垣敏勝委</p>

	<p>員の3名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号1について、7番川俣義昭土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7番川俣義昭委員	<p>同じく17日に申請地を見て参りました。先ほど事務局の説明にもありましたが、周辺の現状を見ても許可相当と判断致しました。</p>
議長	<p>続いて、2番佐藤重一土地専門副部会長より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>一部ですが、畑を耕作していたような跡がありましたが、何ら問題無いと見てきました。</p>
議長	<p>次に遊佐地区担当の6番石垣敏勝委員より報告願います。</p>
	<p>私も何ら問題無いと思います。補足説明資料の15頁を見て頂きたいのですが、現地調査写真の下段に写っている住宅がありますが、15年前位に東京より移住してこられた方の自宅です。その方が申請地を譲渡人より無償で借りて耕作していたのですか、今年亡くなられ、現在は少し荒れている状態となっております。地元住民としては、申請地を亡くなられるまで耕作して頂いたことをうれしく思っております。</p>
事務局	<p>補足ですが、補足説明資料15頁の現地調査写真に3筆写っていますが、赤と青で書かれている、青色部分は既に宅地になっているため、今回転用申請は2筆となっております。青色部分も含めて住宅を建築する予定ですので、参考にして頂ければと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第18号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第18号について、原案の通り許可相当の意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p> <p>それでは、補足説明致します。審査基準書 10 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が 2 件 (2) 利用権の再設定 7 件、新規設定が 1 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1)所有権移転</p> <p>番号 1 計 8 筆、3,030.83 m²</p> <p>こちらは残存小作地として長年、耕作している農地について所有権移転を行うものです。10a あたりの単価は 350,000 円で、総額は 1,060,790 円です。この金額は残存小作地の売買の慣例である五分五分補償を勘案した金額で、双方合意のものです。</p> <p>番号 2 計 4 筆、11,599 m²</p> <p>10a あたりの単価は 431,071 円で、総額は 5,000,000 円です。こちらは譲渡人が自己所有の土地等の財産を処分したいとのことから、長年賃貸借で耕作してきた譲受人に売買で所有権を移転するものです。</p> <p>(2) 利用権設定</p> <p>番号 47 計 3 筆、8,559 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 10 a あたり 10,000 円で、同一人との再設定で、借人は認定農業者です。</p> <p>番号 48 計 3 筆、28,821 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり畑が 2,000 円、田が 8,000 円で、同一人との再設定です。</p> <p>番号 49 計 3 筆、3,824 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 12,000 円で同一人との再設定です。</p> <p>番号 50 計 2 筆、3,693 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 12,000 円で同一人との再設定です。</p> <p>番号 51 計 5 筆、16,117 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人との再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 52 計 2 筆、2,824 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人との再設定です。</p> <p>番号 53 計 1 筆、8,410 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 3,000 円で、新規に設定です。</p> <p>次に、農地利用円滑化団体である農協を仲介した賃貸借契約です。</p> <p>番号 54-1.2 計 1 筆、1,307 m²</p>
-----	---

	<p>期間は5年、単価は10aあたり19,000円で、同一人との再設定です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤充委員	<p>7月16日に、この会議室で7名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、ただいまの事務局の説明に対し何か質問・意見等はございますか。</p> <p>私から一ついいですか。議第19号所有権移転の番号1についてですが、五分五分補償とありますが、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。地主は所有権を、小作人は耕作権をそれぞれ50%ずつ保有しているものとし、残存小作地の権利義務関係を解消する際、小作人が地主に対して離作補償を求める根拠として運用することを五分五分補償といたします。</p> <p>ただし、強制力はないため、あくまで当事者間の話し合いに基づいて応分のもとで合意することが期待されます。これを元に双方の合意のもとに五分五分補償を活用させて頂いております。今回が初めてではなく、以前も残存小作地の解消ということで規約を元に話し合いで残存小作地を解消している例がございます。</p>
議長	<p>貸し手も借りても双方に権利があるということで、双方で話し合って決めて頂くということなのですね。</p> <p>(4番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14番池田俊明委員	<p>農地改革の時、農地を作っている小作人に権利があるという事で小作人の農地という考えでいしましたが、実際は、地主が持ち主で今回のように、農地を小作人に戻すとなった時、権利が半分ずつあるという考えのようです。</p> <p>しかし、あくまで所有権は地主にあり、小作人には耕作権が与えられたというようなことのようにです。</p>
議長	<p>その他、何かありませんか。</p> <p>(5番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5番齋藤誠喜委員	<p>所有権移転の番号1の五分五分補償、番号2については、緊急を要する契約で金額的なことは理解しましたが、所有権移転で農業委員会に相談に来る場合、農業委員会事務局での土地の参考価格などは、双方に提示はしているのですか。最近、双方の話し合いで決めた金額で契約しているケースもありますので、その辺はどういった対応をしているのか、教えていただけませんか。</p>

議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。土地専門部会の中で話合をして頂き土地の条件などから参考売買価格のマップを作っております。相談で来庁された方には、マップを提示しております。あくまで、参考価格ですので双方でお話合をして頂き、決めて頂いております。
議長	(6番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)
6番石垣敏勝委員	私の部落では、今から20年程前から部落の常会で部落の中の基盤整備除外の田、苗代は坪7000円という規約があります。現在も変わっておりません。
議長	<p>その他、何かありませんか。 (質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで7月の定例総会を閉会します。</p>